中小企業の皆様へ

36協定の届出様式が変わります!

これまでの様式では受理できなくなります。



おすすめは「時間外労働の上限規制わかり やすい解説」(以下「解説」)です。

www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf





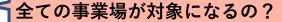




いつから変更になるの?

協定期間が令和2年4月1日以後のものです。





限度時間が適用除外・猶予されている事業・業務以外は全ての 事業場が対象です(解説6ページ)。

除外:新技術・新商品等の研究開発業務

猶予:建設事業、自動車運転の業務、医師、鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業





様式番号が変わるの?

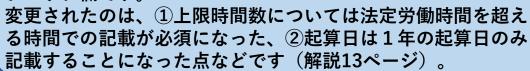
様式番号は「様式第9号」で変わりませんが、内容が大幅に変 わります(解説13ページ)。





内容はどう変わるの?

追加されたのは、協定時間数にかかわらず、1箇月100時間未 満、かつ2~6箇月平均で80時間を超過しないことを認める チェック欄です。





特別条項を締結するときも「様式第9号」でいいの?

特別条項を締結するときは、「様式第9号」ではなく、「様式 第9号の2 | (2枚組)を使用する必要があります。





猶予業種の建設業は、今後どの様式を使えばいいの?

「様式第9号の4」を使ってください。内容は、これまでの「様 式第9号」と同じです。 (解説11ページ)





運送業や医療機関も「様式第9号の4」でいいの?

いいえ。運送業や医療機関については事業ではなく「自動車 運転の業務」、「医師」と職種で猶予されているので、それ 以外の職種については「様式第9号」で協定する必要があり ます。

一方、猶予されている職種については「様式第9号の4」で も構いません。

ですから、運送業や医療機関等では、全職種分を「様式第9」 号」にまとめるか、「様式第9号」、「様式第9号の4」の 2通の協定届を提出してください。





他に注意した方がいいことはある?

- ①特別条項を締結する場合でも、1箇月の上限時間数は100時 間未満です(協定届には「~未満」ではなく、必要最小限の具 体的な時間数を記入してください。)
- ②労働者の過半数代表を適切に選任してください(解説の12 ページ)。不適切な場合、協定自体が無効になります。
- ③協定届の他に協定書を作成しない場合は、協定届の労働者代 表の氏名を自筆とするか押印してください。





届出するときの注意点は?

郵送、持参どちらでも受け付けています。控をお返しますので、 協定届を正副2部提出するようご協力願います。また、郵送の 場合は切手を貼付した返信用封筒も同封願います。





簡単に作成できる方法はないの?

ポータルサイト「スタートアップ労働条件」に必要項目を入 力・印刷することで、労働基準監督署へ届出可能な36協定を作 成できるツールがあります。 スタートアップ労働条件

様式もダウンロードできます。





わからないことはどこへ聞けばいいの?

労働基準監督署へお問い合わせください

(3月は混雑しますので、お早目のお問合せをお勧めします)

柏 : 04-7163-0246 千 葉:043-308-0671 船 橋:047-431-0182 銚 子:0479-22-8100 木更津:0438-22-6165 茂 原:0475-22-4551

成 田: 0476-22-5666 東 金: 0475-52-4358

そもそも36協定とは?基礎的なことから相談したい場合は、

千葉働き方改革推進支援センター 0120-17-4864

もご活用ください。

